県章

三重県公報

平成29年1月24日（火）
第　2871　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
34	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	（地域福祉課）	3
35	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	（同）	3
36	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	（同）	3
37	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	（同）	3
38	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（同）	4
39	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	（同）	4
40	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	（同）	5
41	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	（同）	5
42	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	（同）	5
43	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	（同）	5
44	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	（同）	6
45	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	（同）	6
46	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（同）	7
47	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	（同）	7
48	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	（同）	7
49	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	（同）	8
50	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	（地域連携総務課）	8
51	保安林の指定をする予定である旨	（治山林道課）	9
52	同件	（同）	10
53	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	（同）	10
54	同件	（同）	10
55	土砂災害警戒区域の指定	（流域管理課）	11
56	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（同）	11
	公安委告示		
7	警備員等検定の実施	（公安委員会）	15
	公　　告		

特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男女共同参画・ＮＰＯ課)	18
同件	(　同　)	18
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(　同　)	18
同件	(　同　)	19
特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(　同　)	19
開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	20

特定調達公告

一般競争入札を行う旨	(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)	20
同件	(　同　)	24
同件	(　同　)	29
同件	(　同　)	32
同件	(　同　)	36
同件	(　同　)	40
同件	(　同　)	45

告　　示

三重県告示第 34 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
おもと皮フ科	桑名市大字赤尾 2031-1	平成 29 年 1 月 1 日
むねゆき内科クリニック	桑名市大字赤尾 2032-1	平成 29 年 1 月 1 日
三重レディースクリニック	津市久居野村町 367 番地	平成 29 年 1 月 1 日
西山医院	伊勢市宇治浦田 2-4-74	平成 29 年 1 月 1 日
八知歯科	津市美杉町八知 5533	平成 28 年 12 月 1 日
ＯＩＣ訪問歯科診療部	志摩市阿児町鵜方 5019 番地	平成 28 年 12 月 1 日
ハッピー薬局	桑名市東方掛越 593-1	平成 28 年 12 月 1 日
ハッピー薬局福島店	桑名市東方福島前 770	平成 28 年 12 月 1 日
しょうなん調剤薬局　東方店	桑名市東方立坂 1819-2	平成 28 年 12 月 1 日
健やか薬局くろべ店	松阪市東黒部町 738-1	平成 29 年 1 月 1 日

三重県告示第 35 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
Ｒｅｓｏｒａ訪問看護リハビリステーション	鈴鹿市十宮町 807-3	鈴鹿市神戸 6 丁目 6 番 2 号	平成 28 年 4 月 1 日
訪問看護リハビリステーション楓	名張市桔梗が丘 1 番町 3 街区 2 番地	名張市西原町 2920 番 2	平成 28 年 10 月 1 日

三重県告示第 36 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
上田医院	尾鷲市中村町 10-87	平成 28 年 11 月 30 日
ハッピー薬局	桑名市大字東方字掛越 593-1	平成 28 年 11 月 30 日
ハッピー薬局　福島店	桑名市東方福島前 770	平成 28 年 11 月 30 日

三重県告示第 37 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類

介護利用型ケアハウス　賀集楽	伊勢市宇治浦田三丁目23-15	社会福祉法人　賀集会	伊勢市宇治浦田三丁目23-15	平成29年1月1日	特定施設入居者生活介護
デイホームみそのむら	伊勢市御薗町高向481番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	認知症対応型通所介護
小規模多機能ホーム　きたはま	伊勢市村松町字内野4782番1	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	小規模多機能型居宅介護
小規模多機能ホームみそのむら	伊勢市御薗町高向481番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	小規模多機能型居宅介護
グループホームみそのむら	伊勢市御薗町高向481番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	認知症対応型共同生活介護
歯科診療所ひまわり	四日市市山分町491番地1	医療法人ＨＩＭＡＷＡＲＩ	四日市市山分町491番地1	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
芹の里介護老人保健施設	津市久居井戸山町759-7	社会福祉法人　素問会	津市久居井戸山町707-3	平成28年11月1日	介護予防通所リハビリテーション
芹の里介護老人保健施設	津市久居井戸山町759-7	社会福祉法人　素問会	津市久居井戸山町707-3	平成28年11月1日	介護予防短期入所療養介護
介護利用型ケアハウス　賀集楽	伊勢市宇治浦田三丁目23-15	社会福祉法人　賀集会	伊勢市宇治浦田三丁目23-15	平成29年1月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
デイホームみそのむら	伊勢市御薗町高向481番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能ホーム　きたはま	伊勢市村松町字内野4782番1	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能ホームみそのむら	伊勢市御薗町高向481番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護
グループホームみそのむら	伊勢市御薗町高向481番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護

三重県告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成29年1月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護リハビリステーション楓	株式会社キグチコーポレーション	訪問看護	所在地	名張市西原町2920番2	名張市桔梗が丘1番町3街区2番地	平成28年10月1日
訪問看護リハビリステーション楓	株式会社キグチコーポレーション	介護予防訪問看護	所在地	名張市西原町2920番2	名張市桔梗が丘1番町3街区2番地	平成28年10月1日

三重県告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
松阪わの会ケアプランセンター	松阪市小片野町 734 番地	特定非営利活動法人松阪わの会	松阪市小片野町 734 番地	居宅介護支援	平成 28 年 12 月 31 日
松阪わの会ヘルパーステーション	松阪市小片野町 734 番地	特定非営利活動法人松阪わの会	松阪市小片野町 734 番地	訪問介護	平成 28 年 12 月 31 日

三重県告示第 40 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
平田　智士	楽生鍼灸マッサージ院鈴鹿店	鈴鹿市稲生塩屋 1-10-16	平成 28 年 10 月 1 日
長谷川　泰之	長谷川鍼灸接骨院	四日市市伊倉 1-1-41	平成 29 年 1 月 1 日

三重県告示第 41 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
岡田　大史	施術所名称なし	四日市市青葉町 800 番地 89	施術所名称なし 三重郡菰野町竹成 2245-29	平成 28 年 12 月 1 日

三重県告示第 42 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
おもと皮フ科	桑名市大字赤尾 2031-1	平成 29 年 1 月 1 日
むねゆき内科クリニック	桑名市大字赤尾 2032-1	平成 29 年 1 月 1 日
三重レディースクリニック	津市久居野村町 367 番地	平成 29 年 1 月 1 日
西山医院	伊勢市宇治浦田 2-4-74	平成 29 年 1 月 1 日
八知歯科	津市美杉町八知 5533	平成 28 年 12 月 1 日
ＯＩＣ訪問歯科診療部	志摩市阿児町鵜方 5019 番地	平成 28 年 12 月 1 日
ハッピー薬局	桑名市東方掛越 593-1	平成 28 年 12 月 1 日
ハッピー薬局福島店	桑名市東方福島前 770	平成 28 年 12 月 1 日
しょうなん調剤薬局　東方店	桑名市東方立坂 1819-2	平成 28 年 12 月 1 日
健やか薬局くろべ店	松阪市東黒部町 738-1	平成 29 年 1 月 1 日

三重県告示第 43 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の

2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成29年1月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
Ｒｅｓｏｒａ訪問看護リハビリステーション	鈴鹿市十宮町807-3	鈴鹿市神戸6丁目6番2号	平成28年4月1日
訪問看護リハビリステーション楓	名張市桔梗が丘1番町3街区2番地	名張市西原町2920番2	平成28年10月1日

三重県告示第44号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成29年1月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
上田医院	尾鷲市中村町10-87	平成28年11月30日
ハッピー薬局	桑名市大字東方字掛越593-1	平成28年11月30日
ハッピー薬局　福島店	桑名市東方福島前770	平成28年11月30日

三重県告示第45号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成29年1月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
介護利用型ケアハウス　賀集楽	伊勢市宇治浦田三丁目23-15	社会福祉法人　賀集会	伊勢市宇治浦田三丁目23-15	平成29年1月1日	特定施設入居者生活介護
デイホームみそのむら	伊勢市御薗町高向481番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	認知症対応型通所介護
小規模多機能ホーム　きたはま	伊勢市村松町字内野4782番1	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	小規模多機能型居宅介護
小規模多機能ホームみそのむら	伊勢市御薗町高向481番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	小規模多機能型居宅介護
グループホームみそのむら	伊勢市御薗町高向481番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向481番地	平成28年12月1日	認知症対応型共同生活介護
歯科診療所ひまわり	四日市市山分町491番地1	医療法人ＨＩＭＡＷＡＲＩ	四日市市山分町491番地1	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
芹の里介護老人保健施設	津市久居井戸山町759-7	社会福祉法人　素問会	津市久居井戸山町707-3	平成28年11月1日	介護予防通所リハビリテーション
芹の里介護老人保健施設	津市久居井戸山町759-7	社会福祉法人　素問会	津市久居井戸山町707-3	平成28年11月1日	介護予防短期入所療養介護
介護利用型ケアハウス　賀集楽	伊勢市宇治浦田三丁目23-15	社会福祉法人　賀集会	伊勢市宇治浦田三丁目23-15	平成29年1月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

デイホームみそのむら	伊勢市御薗町高向 481 番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向 481 番地	平成 28 年 12 月 1 日	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能ホーム　きたはま	伊勢市村松町字内野 4782 番 1	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向 481 番地	平成 28 年 12 月 1 日	介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能ホームみそのむら	伊勢市御薗町高向 481 番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向 481 番地	平成 28 年 12 月 1 日	介護予防小規模多機能型居宅介護
グループホームみそのむら	伊勢市御薗町高向 481 番地	有限会社　くろべ	伊勢市御薗町高向 481 番地	平成 28 年 12 月 1 日	介護予防認知症対応型共同生活介護

三重県告示第 46 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護リハビリステーション楓	株式会社キグチコーポレーション	訪問看護	所在地	名張市西原町 2920 番 2	名張市桔梗が丘 1 番町 3 街区 2 番地	平成 28 年 10 月 1 日
訪問看護リハビリステーション楓	株式会社キグチコーポレーション	介護予防訪問看護	所在地	名張市西原町 2920 番 2	名張市桔梗が丘 1 番町 3 街区 2 番地	平成 28 年 10 月 1 日

三重県告示第 47 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
松阪わの会ケアプランセンター	松阪市小片野町 734 番地	特定非営利活動法人松阪わの会	松阪市小片野町 734 番地	居宅介護支援	平成 28 年 12 月 31 日
松阪わの会ヘルパーステーション	松阪市小片野町 734 番地	特定非営利活動法人松阪わの会	松阪市小片野町 734 番地	訪問介護	平成 28 年 12 月 31 日

三重県告示第 48 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日

平田　智士	楽生鍼灸マッサージ院鈴鹿店	鈴鹿市稲生塩屋 1-10-16	平成 28 年 10 月 1 日
長谷川　泰之	長谷川鍼灸接骨院	四日市市伊倉 1-1-41	平成 29 年 1 月 1 日

三重県告示第 49 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
岡田　大史	施術所名称なし	四日市市青葉町 800 番地 89	施術所名称なし 三重郡菰野町竹成 2245-29	平成 28 年 12 月 1 日

三重県告示第 50 号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表中第 4 号の項を第 5 号の項とし、第 3 号の項を第 4 号の項とし、第 2 号の項を第 3 号の項とし、第 1 号の項の次に次のように加える。

2	社会資本整備円滑化地籍整備交付金	社会資本整備の円滑化に資するため、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき、地籍の明確化を図る。	市町等が実施する地籍調査事業に要する経費	3/4以内 5/6以内	市町 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び農業委員会

別表 2 を次のように改める。

区分	（A） 補助金等の名称	（B） 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	（C） 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	地籍調査費負担金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	社会資本整備円滑化地籍整備交付金		
3	地籍整備推進調査費補助金		
4	地域間幹線系統確保維持費補助金		
5	ＮＰＯ等運営バス支援補助金		
6	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）に定める処分期間に相当する期間	
7	幹線鉄道等活性化事業費補助金		
8	鉄道駅耐震補強事業費補助金		

9	鉄道施設耐震補強事業費補助金		
10	鉄道災害復旧事業費補助金		
11	鉄道施設安全対策事業費補助金		
12	地域交通体系整備費補助金		
13	移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	補助事業等により取得した移動通信用鉄塔施設及び設備
14	地域づくり調整事業費補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
15	市町村振興事業基金交付金		
16	スポーツ団体等活性化補助金		
17	競技力向上対策事業環境整備補助金		
18	新三重武道館整備費補助金		
19	広域的拠点スポーツ施設整備費補助金		
20	第 76 回国民体育大会市町競技施設整備費補助金		
21	地域活性化支援事業補助金		
22	南部地域活性化基金事業費補助金		
23	南部地域活性化地方創生関連事業費補助金		
24	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金		1件の取得価額が 30 万円以上の機械及び器具
25	東紀州地域産業活性化事業費補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具

附　則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域連携部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 28 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 51 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　保安林予定森林の所在場所

尾鷲市賀田町字下タ道 1027 の 4、1027 の 5、字平石 1045、字瀬戸栩山 1050、1090 の 4 から 1090 の 6 まで、1090 の 8 から 1090 の 10 まで、1092 の 10、1092 の 11

2　保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 52 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　保安林予定森林の所在場所

度会郡大紀町柏野字垣内後 524 の 1、524 の 2、524 の 16

2　保安林指定の目的

水源の涵（かん）養

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 53 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市（次の図に示す部分に限る。）及び南牟婁郡御浜町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 54 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　熊野市（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的
　水源の涵（かん）養
3　変更後の指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
　ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 55 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古里川	度会郡南伊勢町古和浦（詳細は次の図のとおり）	土石流
古里川	度会郡南伊勢町古和浦（詳細は次の図のとおり）	土石流
奥の山川	度会郡南伊勢町古和浦（詳細は次の図のとおり）	土石流
橋ヶ谷川	度会郡南伊勢町古和浦（詳細は次の図のとおり）	土石流
スギヤ谷川	度会郡南伊勢町古和浦（詳細は次の図のとおり）	土石流
ウルシケ谷川	度会郡南伊勢町古和浦（詳細は次の図のとおり）	土石流
シタダ(3)	度会郡南伊勢町田曽浦（詳細は次の図のとおり）	土石流
田曽浦 2	度会郡南伊勢町田曽浦（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
田曽浦 2	度会郡南伊勢町田曽浦（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
田曽浦 2	度会郡南伊勢町田曽浦（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、伊勢建設事務所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 56 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 1 月 24 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項

上の山の谷	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
曲り谷川	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
ドンド谷川	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
池の谷川	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上ウルシケ谷川	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
寺前尻川	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
寺前川(1)	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
寺前川(2)	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
イケジソ	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
ヨサト(2)	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 1	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 2	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 3	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 4	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 5	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 6	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 7	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 8	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 9	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 10	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 11	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古和浦 12	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
納戸地	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大河内	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺前	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 1	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

古和浦 2	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 3	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 1	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 2	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 3	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 4	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 5	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 6	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 7	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 8	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 9	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 10	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 11	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 12	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 13	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 14	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 15	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 16	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 17	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 18	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 19	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 20	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 21	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 1	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 2	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 3	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 4	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

古和浦 5	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 6	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 7	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 8	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 9	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 10	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫間浦 5	度会郡南伊勢町迫間浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 2	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 2	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 2	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 2	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 2	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 2	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 2	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 3	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 4	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 5	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦 1	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

田曽浦２	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦１	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦２	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曽浦３	度会郡南伊勢町田曽浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦１	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦２	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦３	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦４	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦５	度会郡南伊勢町古和浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、伊勢建設事務所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。）

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第７号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

平成29年1月24日

三重県公安委員会委員長　　山　　本　　進

1　検定を実施する警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）第1条第3号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る1級及び2級

2　実施期日及び実施場所

(1)　実施期日

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務２級	平成29年5月10日（水）午前9時から午後5時まで	30人
雑踏警備業務１級	平成29年6月14日（水）午前9時から午後5時まで	30人
貴重品運搬警備業務１級	平成29年7月27日（木）午前9時から午後5時まで	30人
貴重品運搬警備業務２級	平成29年8月18日（金）午前9時から午後5時まで	30人

(2)　実施場所

三重県津市島崎町143番地6

津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)

3　受検資格

(1)　雑踏警備業務１級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア　規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限ります。以下「雑踏警備業務2級検定」といいます。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ　三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2)　雑踏警備業務２級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3)　貴重品運搬警備業務１級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア　規則第４条に規定する２級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限ります。以下「貴重品運搬警備業務２級検定」といいます。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が１年以上であるもの

イ　三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4)　貴重品運搬警備業務２級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4　検定内容

学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。）

5　受検申請手続等

(1)　検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2)　受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
雑踏警備業務２級	平成29年４月11日（火）から同月14日（金）までの午前９時から午後５時まで
雑踏警備業務１級	平成29年５月16日（火）から同月19日（金）までの午前９時から午後５時まで
貴重品運搬警備業務１級	平成29年６月27日（火）から同月30日（金）までの午前９時から午後５時まで
貴重品運搬警備業務２級	平成29年７月11日（火）から同月14日（金）までの午前９時から午後５時まで

受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3)　受検申請の受付場所

ア　三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ　警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4)　提出書類

ア　雑踏警備業務１級

(ｱ)　検定申請書（規則第９条に規定する別記様式第１号）　１通

(ｲ)　三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ｳ)　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　２枚

(ｴ)　3(1)アに該当する者は、雑踏警備業務２級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(ｵ)　3(1)イに該当する者は、１級検定受検資格認定書　１通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ　雑踏警備業務２級

(ｱ)　検定申請書（規則第９条に規定する別記様式第１号）　１通

(ｲ)　三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ｳ)　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　２枚

ウ　貴重品運搬警備業務１級

(ｱ)　検定申請書（規則第９条に規定する別記様式第１号）　１通

(ｲ)　三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ｳ)　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　２枚

(ｴ)　3(3)アに該当する者は、貴重品運搬警備業務２級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(ｵ)　3(3)イに該当する者は、１級検定受検資格認定書　１通

なお、１ 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

エ　貴重品運搬警備業務２級

(ｱ)　検定申請書（規則第９条に規定する別記様式第１号）　１通

(ｲ)　三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ｳ)　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　２枚

(5)　受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6　検定日の受付時間

検定当日の受付時間は、午前８時45分から午前９時までとします。

7　受検手数料

種別及び級	受検手数料
雑踏警備業務１級	13,000円
雑踏警備業務２級	13,000円
貴重品運搬警備業務１級	16,000円
貴重品運搬警備業務２級	16,000円

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8　その他

(1)　検定に際しては、筆記用具を持参し、実技試験に適した服装でお越しください。

(2)　御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務係（電話059-222-0110　内線3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年1月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　認証年月日

平成29年1月16日

2　認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

ＮＰＯ法人　ＨＡ－ＨＡ－ＨＡ

(2)　代表者の氏名

大越　加奈

(3)　主たる事務所の所在地

津市久居野村町430番地49

(4)　定款に記載された目的

この法人は、障がいをもつ方々および地域の若者に対して、生活面・学習面・健康面などについてトータル的に支援する事業を行い、地域における他の支援団体や公的機関との連携を図りサポート体制を確立することで、障がいの有無にかかわらず地域の若者全てが活躍できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年1月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　認証年月日

平成29年1月16日

2　認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　三重県木造住宅耐震化支援協会

(2)　代表者の氏名

秋庭　和政

(3)　主たる事務所の所在地

松阪市五月町1384番地4

(4)　定款に記載された目的

この法人は、三重県内の既存木造住宅（とりわけ比較的古い家）に対して耐震補強の普及及び家具等の転倒防止対策の普及啓発活動を行うと共に、初期的な地震被害の未然防止に関する事業を行い、もって県民の生命、財産の保護に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成29年3月13日まで縦覧に供します。

平成29年1月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日

平成28年12月27日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称
　ありんこ工房
(2)　代表者の氏名
　桂川　洋
(3)　主たる事務所の所在地
　津市城山１丁目2524番地１
(4)　定款に記載された目的
　この法人は、知的障害者、身体障害者及び精神障害者（以下「障害者」という）に対して、自宅において良好に日常生活を継続出来るよう日常支援活動、社会参加活動、福祉的就労の場を提供すると共に、障害者が心身共に安らぎと生きがい豊かな生活を確保するための事業活動を推進し、もって地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成29年３月13日まで縦覧に供します。

平成29年１月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日
　平成29年１月10日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1)　名称
　いと健
(2)　代表者の氏名
　糸川　清通
(3)　主たる事務所の所在地
　津市久居一色町223番地40
(4)　定款に記載された目的
　この法人は、福祉・介護に関する事業を通じて、全ての人達が心身共に健やかな生活を送ることのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第６条第１項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年１月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　認証年月日
　平成29年１月16日
2　認証に係る特定非営利活動法人の名称等
(1)　名称
　特定非営利活動法人　津子どもＮＰＯセンター
(2)　代表者の氏名
　田部　知代子
(3)　主たる事務所の所在地
　津市大里窪田町2709番地の１
(4)　定款に記載された目的
　この法人は、子どもの権利条約の理念のもと、行政、企業、ＮＰＯ等様々な団体の協働で、「子どもにやさしいまちづくり」のための施策及び事業を推進することにより、「子どもの最善の利益」が保障される地域社会づくりを行っていくことを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成29年1月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年 1月12日	多気郡明和町大字斎宮字北野3845-2	松阪市大黒田町239 東和ホーム株式会社 代表取締役　村　林　明　和
平成29年 1月13日	伊勢市佐八町字中瀬1695-2及び字起シ1702-8	松阪市春日町3丁目176-34 株式会社レアルジャパン 代表取締役　髙　橋　　栄
平成29年 1月13日	松阪市田原町字松本193-1ほか3筆及び字出口246-4の一部ほか	松阪市大黒田町511-3 株式会社セゾンホーム 代表取締役　小　島　　明

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成29年1月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

平成28年度　環境修復事業　第202-4分6004号

四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び埋立処分）

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　委託業務履行期間

契約日から平成29年9月22日（金）までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県四日市市内山町地内

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ　共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

(ｱ)　共同企業体結成に当たり共同企業体協定書（様式は指定様式によります。）を締結していること。

(ｲ)　構成員数は、3者以下（運搬を行う構成員2者以内、処分を行う構成員1者）であること。

(ｳ)　構成員の全てが2（1）ア及びイに該当していること。

(ｴ)　構成員の全てが三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の登録確認を受けていること。

(2)　落札資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第

14条第1項及び第6項の規定に基づき、産業廃棄物について、次の2表に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあっては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表1に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表2に掲げる全ての許可を同表の定めるところにより有する共同企業体）であること。

表1　収集運搬に係る許可

運搬する廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥（土砂様物）の混合物）	産業廃棄物収集運搬業	第14条第1項	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥

注1　上表に掲げる許可は、三重県知事及び処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。

表2　処分に係る許可

廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	事業の区分	許可品目	必要とする処理能力
産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥（土砂様物）の混合物）	産業廃棄物処分業	第14条第6項	最終処分（管理型埋立）	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥	3,600 ㎥以上の残余容量を有する埋立処分施設

注2　上表に掲げる廃棄物は混合物として排出されるため、同一の処理施設において、許可品目の欄に掲げる品目が同時に処理できること。

オ　廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。

カ　入札参加申請の日前5年間において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けておらず、その後落札日までに当該条項に該当しないこと。

(ｱ)　廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第7条の3及び第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。））

(ｲ)　廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第9条の2及び第15条の2の7）

(ｳ)　廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第9条の2の2及び第15条の3）

(ｴ)　再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第9条の8第9項（廃棄物処理法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））

(ｵ)　広域認定の取消し（廃棄物処理法第9条の9第10項（廃棄物処理法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））

(ｶ)　無害化認定の取消し（廃棄物処理法第9条の10第7項（廃棄物処理法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））

(ｷ)　廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第19条の3）

(ｸ)　廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

キ　廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ケ　三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）第7条の規定に基づく実地確認によって、委託予定の産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることが契約締結権者により確認されていること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。なお、共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者（代表構成員である企業）が入札書を提出するものとします。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、単体企業にあっては次の(1)に掲げる申請書を、共同企業体にあっては次の(1)及び(2)に掲げる申請書等を、平成29年2月7日（火）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、本業務の実施に際し、委託予定の産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることを契約締結権者により確認されていなければなりません（2（2）ケに基づく確認）。この確認において契約締結権者により、その能力を有しないと判断された場合には、落札者となることはできません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（様式第1号）（共同企業体にあっては、共同企業体用申請書（共様式第1号）によるものとします。）

(2)　共同企業体にあっては、共同企業体に係る協定書等関係書類

ア　特定業務共同企業体協定書（共様式第2号）

イ　特定業務共同企業体使用印鑑届（共様式第3号）

ウ　特定業務共同企業体委任状（共様式第4号）

(3)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3　未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(5)　2（2）エ表1に示す産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）

(6)　2（2）エ表2に示す産業廃棄物処分業許可証（写し）

(7)　2（2）エ表2に示す必要とする処理能力の確認書類（処理施設残余容量確認書　様式第4号）

(8)　2（2）オからクまでを証明する書類（誓約書　様式第5号）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

電話　059-224-2367　　ファクシミリ　059-224-3069

(2)　契約条項を示す場所

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班

電話　059-224-2483　　ファクシミリ　059-224-2530

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年2月7日（火）17時まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成29年2月27日（月）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年3月6日（月）14時30分まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　平成 29 年 3 月 6 日（月）14 時 30 分

なお、三重県庁内郵便局へは平成 29 年 2 月 28 日（火）から同年 3 月 6 日（月）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町 13 番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名　平成 28 年度　環境修復事業　第 202-4 分 6004 号

四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び埋立処分）

(7)　開札の日時及び場所

日時　平成 29 年 3 月 6 日（月）14 時 40 分

場所　三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額（廃棄物に係る処理料の単価と想定数量の積（消費税及び地方消費税を含む額）の総額）の 100 分の 10 以上の額とします。

ただし、規則第 75 条第 2 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Commissioned project

Environmental remediation Project (No.202-4-6004):

Disposal (landfill) of industrial waste, implemented as a part of permanent countermeasure for the environmental remediation project on Yokkaichi-shi Uchiyama Case

- Period of the commission: Date of contract - September 22, 2017

- Location of the environmental remediation project site: Uchiyama, Yokkaichi-City, Mie Prefecture, Japan

(2)　Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification

Submissions will be accepted from the date of this public announcement until 5:00 P.M. on Tuesday, February 7, 2017.

(3)　Bid submission deadline

(Electronic submission)

The deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system is 2:30 P.M.on Monday, March 6, 2017.

(Bid submission by registered mail)

We will collect bid documents at the designated post office at 2:30 P.M.on Monday,March 6, 2017.

The bids documents shall be submitted via General or Simple Registered Mail and be arrived at the post office between Tuesday, February 28, 2017 and 2:30 P.M.on Monday,March 6, 2017.

(4)　Bid opening date and location

Date: 2:40 P.M.on Monday, March 6, 2017.

Location: General Affairs Division of Environmental and Social Affairs, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan)

(5)　Project managing authority

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan; Tel: +81(0)59-224-2483)

(6)　Applications must be made in Japanese.

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第５条の規定により公告します。

平成29年１月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

平成28年度　環境修復事業　第202-4分6005号

四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び中間処理（焼却）または埋立処分）

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　委託業務履行期間

契約日から平成29年９月22日（金）までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県四日市市内山町地内

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ　共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

(ｱ)　共同企業体結成に当たり共同企業体協定書（様式は指定様式によります。）を締結していること。

(ｲ)　構成員数は、7者以下（運搬を行う構成員4者以内、処分を行う構成員3者以内）であること。

(ｳ)　構成員の全てが2（1）ア及びイに該当していること。

(ｴ)　構成員の全てが三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の登録確認を受けていること。

(2)　落札資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第14条第1項及び第6項の規定に基づき、産業廃棄物について、次の2表に掲げる処理内容に応じた全ての許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあっては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表1に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表2に掲げる処理内容に応じた全ての許可を同表の定めるところにより有する共同企業体）であること。

表1　収集運搬に係る許可

運搬する廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの混合物）	産業廃棄物収集運搬業	第14条第1項	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

注1　上表に掲げる許可は、三重県知事及び処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。ただし、廃棄物の処分において、処理施設が2箇所以上にわたる場合、それらの施設間の運搬のみを担う構成員については、それらの処理施設の所在地において許可を有していればよいこととする。

表2　処分に係る許可

廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	事業の区分	許可品目	必要とする処理能力
産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの混合物）	産業廃棄物処分業	第14条第6項	中間処理（破砕）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	
			中間処理（焼却）		処分業許可において、廃プラスチック類として1日当たり56トン以上の中間処理（焼却）を行う能力を有すること。
			中間処理（破砕）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	処分業許可において、廃プラスチック類として1日当たり56トン以上の中間処理（破砕）を行う能力を有すること。
			最終処分（管理型埋立）		6,500 ㎥以上の残余容量を有する埋立処分施設

注2　上表に掲げる廃棄物は混合物として排出されるため、同一の処理施設において、許可品目の欄に掲

げる品目が同時に処理できること。

注３　中間処理（破砕）については、中間処理（焼却）又は最終処分（管理型埋立）の前段として実施するものであり、中間処理（焼却）にあっては必要の都度、最終処分（管理型埋立）にあっては全量を対象として実施するものである。

なお、焼却処理施設と一体として設置している破砕処理施設において、焼却の前処理として破砕を実施する場合においては許可を求めるものではない。

注４　廃棄物の処理にあたっては、中間処理（焼却）又は最終処分（管理型埋立）のいずれかの方法により実施するものとし、処理内容に応じた「許可」を有し、上表に掲げる「必要とする処理能力」の要件を満たすものでなければならない。

なお、処理体制として中間処理（焼却）と最終処分（管理型埋立）を組み合わせた受注形態によることは差し支えないものとするが、その場合においては、いずれの「許可」も有し、上表に掲げる「必要とする処理能力」のいずれの要件も満たしていなければならないものとする。

注５　共同企業体での受注にあっては、処分業務を担当する複数の構成員の処理能力の合計が要件を満たすものであればよいものとする。

オ　廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。

カ　入札参加申請の日前5年間において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けておらず、その後落札日までに当該条項に該当しないこと。

(ｱ)　廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第7条の3及び第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。））

(ｲ)　廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第9条の2及び第15条の2の7）

(ｳ)　廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第9条の2の2及び第15条の3）

(ｴ)　再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第9条の8第9項（廃棄物処理法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））

(ｵ)　広域認定の取消し（廃棄物処理法第9条の9第10項（廃棄物処理法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））

(ｶ)　無害化認定の取消し（廃棄物処理法第9条の10第7項（廃棄物処理法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））

(ｷ)　廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第19条の3）

(ｸ)　廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

キ　廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ケ　三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）7条の規定に基づく実地確認によって、委託予定の産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることが契約締結権者により確認されていること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。なお、共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者（代表構成員である企業）が入札書を提出するものとします。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、単体企業にあっては次の(1)に掲げる申請書を、共同企業体にあっては次の(1)及び(2)に掲げる申請書等を、平成29年2月7日（火）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札

実施後に(3)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、本業務の実施に際し、委託予定の産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることを契約締結権者により確認されていなければなりません（2（2）ケに基づく確認）。この確認において契約締結権者により、その能力を有しないと判断された場合には、落札者となることはできません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（様式第1号）（共同企業体にあっては、共同企業体用申請書（共様式第1号）によるものとします。）

(2)　共同企業体にあっては、共同企業体に係る協定書等関係書類

ア　特定業務共同企業体協定書（共様式第2号）

イ　特定業務共同企業体使用印鑑届（共様式第3号）

ウ　特定業務共同企業体委任状（共様式第4号）

(3)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3　未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(5)　2（2）エ表1に示す産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）

(6)　2（2）エ表2に示す産業廃棄物処分業許可証（写し）

(7)　2（2）エ表2に示す必要とする処理能力の確認書類（処理施設残余容量確認書　様式第4号）

（埋立処分による場合のみ確認書類の提出が必要となります。）

(8)　2（2）オからクまでを証明する書類（誓約書　様式第5号）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

電話　059-224-2367　　ファクシミリ　059-224-3069

(2)　契約条項を示す場所

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班

電話　059-224-2483　　ファクシミリ　059-224-2530

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年2月7日（火）17時まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成29年2月27日（月）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年3月6日（月）14時30分まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　平成29年3月6日（月）14時30分

なお、三重県庁内郵便局へは平成29年2月28日（火）から同年3月6日（月）14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町13番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名　平成28年度　環境修復事業　第202-4分6005号

四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び中間処理（焼却）または埋立処分）

(7)　開札の日時及び場所

日時　平成 29 年 3 月 6 日（月）14 時 55 分

場所　三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額（廃棄物に係る処理料の単価と想定数量の積（消費税及び地方消費税を含む額）の総額）の 100 分の 10 以上の額とします。

ただし、規則第 75 条第 2 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Commissioned project

Environmental remediation Project (No.202-4-6005):

Disposal (incineration and/or landfill) of industrial waste, implemented as a part of permanent countermeasure for the environmental remediation project on Yokkaichi-shi Uchiyama Case

- Period of the commission: Date of contract - September 22, 2017

- Location of the environmental remediation project site: Uchiyama, Yokkaichi-City, Mie Prefecture, Japan

(2)　Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification

Submissions will be accepted from the date of this public announcement until 5:00 P.M. on Tuesday, February 7, 2017.

(3)　Bid submission deadline

(Electronic submission)

The deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system is 2:30 P.M. on Monday,March 6, 2017.

(Bid submission by registered mail)

We will collect bid documents at the designated post office at 2:30 P.M. on Monday,March 6, 2017.

The bids documents shall be submitted via General or Simple Registered Mail and be arrived at the post office between Tuesday,February 28, 2017 and 2:30 P.M. on Monday,March 6, 2017.

(4)　Bid opening date and location

Date: 2:55 P.M.on Monday, March 6, 2017.

Location: General Affairs Division of Environmental and Social Affairs, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan)

(5)　Project managing authority

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan; Tel: +81(0)59-224-2483)

(6)　Applications must be made in Japanese.

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第５条の規定により公告します。

平成29年１月24日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

平成28年度　環境修復事業　第205-1分2005号

桑名市五反田事案支障除去対策事業水処理施設運転管理業務委託

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　委託業務履行期間

平成29年４月１日（土）から平成31年３月29日（金）までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県桑名市五反田地内

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　平成14年度以降に、本業務と同種業務（同種業務とは、「日量60立方メートル以上の処理能力を有する、廃棄物最終処分場又は不法投棄等の廃棄物に起因する浸出水の処理施設（物理化学的又は生物化学的処理方式により汚水を浄化する施設）の運転管理業務」をいいます。）を1年間以上継続して履行した実績を有する者であること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を、平成29年2月7日（火）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（様式第1号）

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3　未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4)　2（2）エを証明する書類（第4号様式）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

電話　059-224-2367　　ファクシミリ　059-224-3069

(2)　契約条項を示す場所

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班

電話　059-224-2483　　ファクシミリ　059-224-2530

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年2月7日（火）17時まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成29年2月27日（月）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年3月6日（月）14時30分まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　平成29年3月6日（月）14時30分

なお、三重県庁内郵便局へは平成 29 年 2 月 28 日（火）から同年 3 月 6 日（月）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町 13 番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名　平成 28 年度　環境修復事業　第 205-1 分 2005 号

桑名市五反田事案支障除去対策事業水処理施設運転管理業務委託

(7)　開札の日時及び場所

日時　平成 29 年 3 月 6 日（月）16 時 10 分

場所　三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うこと

ができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Commissioned project

Environmental remediation Project (No.205-1-2005):

Operation and Maintenance of the water treatment system on Kuwana-Gotanda Case

- Period of the commission: April 1, 2017- March 29, 2019

- Location of the environmental remediation project site: Gotanda, Kuwana-City, Mie Prefecture, Japan

(2)　Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification

Submissions will be accepted from the date of this public announcement until 5:00 P.M. on Tuesday, February 7, 2017.

(3)　Bid submission deadline

(Electronic submission)

The deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system is 2:30 P.M. on Monday, March 6, 2017.

(Bid submission by registered mail)

We will collect bid documents at the designated post office at 2:30 P.M. on Monday, March 6, 2017.

The bids documents shall be submitted via General or Simple Registered Mail and be arrived at the post office between Tuesday, February 28, 2017 and 2:30 P.M. on Monday, March 6, 2017.

(4)　Bid opening date and location

Date: 4:10 P.M. on Monday, March 6, 2017.

Location: General Affairs Division of Environmental and Social Affairs, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan)

(5)　Project managing authority

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan; Tel: +81(0)59-224-2483)

(6)　Applications must be made in Japanese.

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成29年1月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

平成28年度　環境修復事業　第205-1分6006号

桑名市五反田事案支障除去対策事業汚染土壌運搬処理業務委託

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　委託業務履行期間

契約日から平成30年3月20日（火）までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県桑名市五反田地内

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた者であって、次の表に掲げる汚染土壌について、同表に掲げる処理施設及び処理能力を有すること。

表　汚染土壌の区分並びに処理施設の種類及び能力

番号	名称	処理対象物質	処理施設の種類	処理施設の能力
1	揮発性有機化合物汚染土壌	第一種特定有害物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン	汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第1条に規定する浄化等処理施設（浄化若しくは溶融）又は埋立処理施設	浄化等処理施設にあっては1日当たり160トン以上の処理を行う能力を有し、埋立処理施設にあっては7,000m³以上の残余容量を有し、いずれの処理施設においても第二溶出量基準以下の処理対象物質を含む汚染土壌を処理できること。
2	重金属類汚染土壌	第二種特定有害物質のうち、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物		
3	揮発性有機化合物及び重金属類汚染土壌	上記番号1の揮発性有機化合物、番号2の重金属類の両方の物質を含む汚染土壌		

注　上表の1から3までに掲げる許可は、施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成29年2月7日（火）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4)　汚染土壌処理業許可証（許可内容変更に係る許可証を含みます。）及び埋立処理施設にあっては、その残

余容量が確認できる書類。（処理施設残余容量確認書　様式第４号）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

電話　059-224-2367　　ファクシミリ　059-224-3069

(2)　契約条項を示す場所

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班

電話　059-224-2483　　ファクシミリ　059-224-2530

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年２月７日（火）17時まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成29年２月27日（月）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年３月６日（月）14時30分まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　平成29年３月６日（月）14時30分

なお、三重県庁内郵便局へは平成29年２月28日（火）から同年３月６日（月）14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町13番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名　平成28年度　環境修復事業　第205-1分6006号

桑名市五反田事案支障除去対策事業汚染土壌運搬処理業務委託

(7)　開札の日時及び場所

日時　平成29年３月６日（月）15時10分

場所　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の５以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額（年間排出想定量に基づき算出された運搬及び処理に係る業務委託料の総額）の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これら

を「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Commissioned project

Environmental remediation Project (No.205-1-6006):

Transport and disposal of contaminated soil and sediments,implemented as a part of permanent countermeasure or the environmental remediation project on Kuwana-Gotanda Case

- Period of the commission: Date of contract - March 20, 2018

- Location of the environmental remediation project site: Gotanda, Kuwana-City, Mie Prefecture, Japan

(2)　Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification

Submissions will be accepted from the date of this public announcement until 5:00 P.M.on Tuesday, February 7, 2017.

(3)　Bid submission deadline

(Electronic submission)

The deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system is 2:30 P.M.on

Monday,March 6, 2017.

(Bid submission by registered mail)

We will collect bid documents at the designated post office at 2:30 P.M.on Monday,March 6, 2017.

The bids documents shall be submitted via General or Simple Registered Mail and be arrived at the post office between Tuesday,February 28, 2017 and 2:30 P.M.on Monday,March 6, 2017.

(4) Bid opening date and location

Date: 3:10 P.M.on Monday, March 6, 2017.

Location: General Affairs Division of Environmental and Social Affairs, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan)

(5) Project managing authority

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan; Tel: +81(0)59-224-2483)

(6) Applications must be made in Japanese.

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第５条の規定により公告します。

平成29年１月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

平成28年度　環境修復事業　第205-1分6007号

桑名市五反田事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（汚泥及び不燃物の運搬・埋立処分）

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　委託業務履行期間

契約日から平成30年３月20日（火）までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県桑名市五反田地内

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

ウ　共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

(ｱ)　共同企業体結成に当たり共同企業体協定書（様式は指定様式によります。）を締結していること。

(ｲ)　構成員数は、３者以下（運搬を行う構成員２者以内、処分を行う構成員１者）であること。

(ｳ)　構成員の全てが２(1)ア及びイに該当していること。

(ｴ)　構成員の全てが三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の登録確認を受けていること。

(2)　落札資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第14条第１項及び第６項の規定に基づき、産業廃棄物について次の２表に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあっては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表１に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表２に掲げる全ての許可を同表の定めるところにより有する共同企業体）であること。

表１　収集運搬に係る許可

番号	運搬する廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
1	汚泥（廃棄物混じりの土砂）	産業廃棄物収集運搬業	第14条第1項	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類
2	その他の不燃物			

注１　上表に掲げる許可は、三重県知事及び処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。

表２　処分に係る許可

番号	廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	事業の区分	許可品目	処理施設の容量
1	汚泥（廃棄物混じりの土砂）	産業廃棄物処分業	第14条第6項	最終処分（管理型埋立）	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類	3,000㎥以上の残余容量がある埋立処分施設
2	その他の不燃物					

注２　上表に掲げる廃棄物は混合物として排出されるため、同一の処理施設において、許可品目の欄に掲げる品目が同時に処理できること。

オ　廃棄物処理法第14条第5項第2号イからヘまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。

カ　入札参加申請の日前5年間において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けておらず、その後落札日までに当該条項に該当しないこと。

(ｱ)　廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処法第7条の3及び第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。））

(ｲ)　廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第9条の2及び第15条の2の7）

(ｳ)　廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第9条の2の2及び第15条の3）

(ｴ)　再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第9条の8第9項（廃棄物処理法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））

(ｵ)　広域認定の取消し（廃棄物処理法第9条の9第10項（廃棄物処理法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））

(ｶ)　無害化認定の取消し（廃棄物処理法第9条の10第7項（廃棄物処理法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））

(ｷ)　廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第19条の3）

(ｸ)　廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

キ　廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ケ　三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）第7条の規定に基づく実地確認によって、委託予定の産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることが契約締結権者により確認されていること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。なお、共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者（代表構成員である企業）が入札書を提出するものとします。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、単体企業にあっては次の(1)に掲げ

る申請書を、共同企業体にあっては次の(1)及び(2)に掲げる申請書等を、平成29年2月7日（火）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、本業務の実施に際し、委託予定の産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることを契約締結権者により確認されていなければなりません（2（2）ケに基づく確認）。この確認において契約締結権者により、その能力を有しないと判断された場合には、落札者となることはできません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（様式第1号）（共同企業体にあっては、共同企業体用申請書（共様式第1号）によるものとします。）

(2)　共同企業体にあっては、共同企業体に係る協定書等関係書類

ア　特定業務共同企業体協定書（共様式第2号）

イ　特定業務共同企業体使用印鑑届（共様式第3号）

ウ　特定業務共同企業体委任状（共様式第4号）

(3)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3　未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(5)　2（2）エ表1に示す産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）

(6)　2（2）エ表2に示す産業廃棄物処分業許可証（写し）

(7)　2（2）エ表2に示す必要とする処理能力の確認書類（処理施設残余容量確認書　様式第4号）

(8)　2（2）オからクまでを証明する書類（誓約書　様式第5号）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

電話　059-224-2367　　ファクシミリ　059-224-3069

(2)　契約条項を示す場所

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班

電話　059-224-2483　　ファクシミリ　059-224-2530

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年2月7日（火）17時まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成29年2月27日（月）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年3月6日（月）14時30分まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　平成29年3月6日（月）14時30分

なお、三重県庁内郵便局へは平成29年2月28日（火）から同年3月6日（月）14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町13番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班
案件名　平成 28 年度　環境修復事業　第 205-1 分 6007 号
桑名市五反田事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（汚泥及び不燃物の運搬・埋立処分）

(7)　開札の日時及び場所
日時　平成 29 年 3 月 6 日（月）15 時 25 分
場所　三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境生活総務課

(8)　入札方法等に関する事項
ア　入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
イ　入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ　契約保証金
契約保証金は、契約金額（廃棄物に係る処理料の単価と想定数量の積（消費税及び地方消費税を含む額）の総額）の 100 分の 10 以上の額とします。
ただし、規則第 75 条第 2 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
エ　落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
オ　入札の無効
本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他
(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
(2)　契約書作成の要否
要
(3)　入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
(4)　苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Commissioned project

Environmental remediation Project (No.205-1-6007):

Transport and disposal (landfill) of contaminated soil/sediments and non-combustible waste, implemented as a part of permanent countermeasure for the environmental remediation project on Kuwana-Gotanda Case

- Period of the commission: Date of contract - March 20, 2018

- Location of the environmental remediation project site: Gotanda, Kuwana-City, Mie Prefecture, Japan

(2)　Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification

Submissions will be accepted from the date of this public announcement until 5:00 P.M. on Tuesday, February 7, 2017.

(3)　Bid submission deadline

(Electronic submission)

The deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system is 2:30 P.M.on Monday,March 6, 2017.

(Bid submission by registered mail)

We will collect bid documents at the designated post office at 2:30 P.M.on Monday,March 6, 2017.

The bids documents shall be submitted via General or Simple Registered Mail and be arrived at the post office between Tuesday, February 28, 2017 and 2:30 P.M.on Monday,March 6, 2017.

(4)　Bid opening date and location

Date: 3:25 P.M.on Monday, March 6, 2017.

Location: General Affairs Division of Environmental and Social Affairs, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan)

(5)　Project managing authority

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan; Tel: +81(0)59-224-2483)

(6)　Applications must be made in Japanese.

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第５条の規定により公告します。

平成29年１月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

平成28年度　環境修復事業　第205-1分6008号

桑名市五反田事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（特別管理産業廃棄物相当物（汚泥及び廃油）並びに可燃物の運搬・中間処理）

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　委託業務履行期間

契約日から平成30年３月20日（火）までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県桑名市五反田地内

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる

者でないこと。

ウ　共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

(ｱ)　共同企業体結成に当たり共同企業体協定書（様式は指定様式によります。）を締結していること。

(ｲ)　構成員数は、5 者以下（運搬を行う構成員 3 者以内、処分を行う構成員 2 者以内）であること。

(ｳ)　構成員の全てが 2（1）ア及びイに該当していること。

(ｴ)　構成員の全てが三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の登録確認を受けていること。

(2)　落札資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第 14 条第 1 項及び第 6 項並びに第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項の規定に基づき、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、次の 2 表に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあっては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表 1 に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表 2 に掲げる全ての許可を同表の定めるところにより有する共同企業体）であること。

表 1　収集運搬に係る許可

番号	運搬する廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
1	特別管理産業廃棄物相当物である汚泥及び廃油その他の混合物	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第 14 条の 4 第 1 項	汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含む。）、廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含む。）
		産業廃棄物収集運搬業	第 14 条第 1 項	汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず等
2	その他の可燃物	産業廃棄物収集運搬業	第 14 条第 1 項	汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず

注 1　上表に掲げる許可は、三重県知事及び処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。

表 2　処分に係る許可

番号	廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	事業の区分	許可品目	必要とする処理能力
1	特別管理産業廃棄物相当物である汚泥及び廃油その他の混合物	特別管理産業廃棄物処分業	第 14 条の 4 第 6 項	中間処理（焼却・焼成・溶融）	汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含む。）、廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含む。）	処分業許可において、特管汚泥として 1 日当たり 20 トン以上の中間処理（焼却、焼成又は溶融）を行う能力を有すること。
		産業廃棄物処分業	第 14 条第 6 項	中間処理（焼却・焼成・溶融）	汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず等	

2	その他の可燃物	産業廃棄物処分業	第14条第6項	中間処理（焼却・焼成・溶融）	汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず	処分業許可において、廃プラスチック類として1日当たり5トン以上の中間処理（焼却、焼成又は溶融）を行う能力を有すること。
				中間処理（破砕）	廃プラスチック類、木くず	

注2　上表に掲げる各々の廃棄物は混合物として排出されるため、同一の処理施設において、許可品目の欄に掲げる品目が同時に処理できること。なお、必要とする処理能力は共同企業体にあっては構成員の処理能力の合計により判断するものとする。

注3　その他の可燃物における中間処理（破砕）は焼却等の事前処理として行う。破砕を行わなくても焼却処理が可能な場合は、この限りでない。

オ　廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。

カ　入札参加申請の日前5年間において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けておらず、その後落札日までに当該条項に該当しないこと。

(ｱ)　廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第7条の3及び第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。））

(ｲ)　廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第9条の2及び第15条の2の7）

(ｳ)　廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第9条の2の2及び第15条の3）

(ｴ)　再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第9条の8第9項（廃棄物処理法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））

(ｵ)　広域認定の取消し（廃棄物処理法第9条の9第10項（廃棄物処理法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））

(ｶ)　無害化認定の取消し（廃棄物処理法第9条の10第7項（廃棄物処理法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））

(ｷ)　廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第19条の3）

(ｸ)　廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

キ　廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ケ　三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）第7条の規定に基づく実地確認によって、委託予定の産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることが契約締結権者により確認されていること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。なお、共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者（代表構成員である企業）が入札書を提出するものとします。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、単体企業にあっては次の(1)に掲げる申請書を、共同企業体にあっては次の(1)及び(2)に掲げる申請書等を、平成29年2月7日（火）17時まで

に、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(7)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、本業務の実施に際し、委託予定の産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることを契約締結権者により確認されていなければなりません（2（2）ケに基づく確認）。この確認において契約締結権者により、その能力を有しないと判断された場合には、落札者となることはできません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（様式第1号）（共同企業体にあっては、共同企業体用申請書（共様式第1号）によるものとします。）

(2)　共同企業体にあっては、共同企業体に係る協定書等関係書類

ア　特定業務共同企業体協定書（共様式第2号）

イ　特定業務共同企業体使用印鑑届（共様式第3号）

ウ　特定業務共同企業体委任状（共様式第4号）

(3)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3　未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(5)　2（2）エ表1に示す特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）及び産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）

(6)　2（2）エ表2に示す特別管理産業廃棄物処分業許可証（写し）及び産業廃棄物処分業許可証（写し）

(7)　2（2）オからクまでを証明する書類（誓約書　様式第5号）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

電話　059-224-2367　　ファクシミリ　059-224-3069

(2)　契約条項を示す場所

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班

電話　059-224-2483　　ファクシミリ　059-224-2530

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年2月7日（火）17時まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成29年2月27日（月）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年3月6日（月）14時30分まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　平成29年3月6日（月）14時30分

なお、三重県庁内郵便局へは平成29年2月28日（火）から同年3月6日（月）14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町13番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名　平成 28 年度　環境修復事業　第 205-1 分 6008 号
桑名市五反田事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（特別管理産業廃棄物相当物（汚泥及び廃油）並びに可燃物の運搬・中間処理）

(7)　開札の日時及び場所
日時　平成 29 年 3 月 6 日（月）15 時 40 分
場所　三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境生活総務課

(8)　入札方法等に関する事項
ア　入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
イ　入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ　契約保証金
契約保証金は、契約金額（廃棄物に係る処理料の単価と想定数量の積（消費税及び地方消費税を含む額）の総額）の 100 分の 10 以上の額とします。
ただし、規則第 75 条第 2 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
エ　落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
オ　入札の無効
本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他
(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
(2)　契約書作成の要否
要
(3)　入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
(4)　苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Commissioned project

Environmental remediation Project (No.205-1-6008):

Transport and disposal of contaminated soil/sediments and waste oil designated as special industrial waste and combustible waste, implemented as a part of permanent countermeasure for the environmental remediation project on Kuwana-Gotanda Case

- Period of the commission: Date of contract - March 20, 2018

- Location of the environmental remediation project site: Gotanda, Kuwana-City, Mie Prefecture, Japan

(2)　Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification

Submissions will be accepted from the date of this public announcement until 5:00 P.M.on Tuesday, February 7, 2017.

(3)　Bid submission deadline

(Electronic submission)

The deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system is 2:30 P.M. on Monday,March 6, 2017.

(Bid submission by registered mail)

We will collect bid documents at the designated post office at 2:30 P.M. on Monday,March 6, 2017.

The bids documents shall be submitted via General or Simple Registered Mail and be arrived at the post office between Tuesday,February 28, 2017 and 2:30 P.M. on Monday,March 6, 2017.

(4)　Bid opening date and location

Date: 3:40 P.M.on Monday, March 6, 2017.

Location: General Affairs Division of Environmental and Social Affairs, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan)

(5)　Project managing authority

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan; Tel: +81(0)59-224-2483)

(6)　Applications must be made in Japanese.

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第５条の規定により公告します。

平成29年１月24日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

平成28年度　環境修復事業　第205-1分6009号

桑名市五反田事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（特別管理産業廃棄物相当物（汚泥）の運搬・中間処理）

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　委託業務履行期間

契約日から平成30年３月20日（火）までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県桑名市五反田地内

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる

者でないこと。

ウ　共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

(ｱ)　共同企業体結成に当たり共同企業体協定書（様式は指定様式によります。）を締結していること。

(ｲ)　構成員数は、7 者以下（運搬を行う構成員 4 者以内、処分を行う構成員 3 者以内）であること。

(ｳ)　構成員の全てが 2（1）ア及びイに該当していること。

(ｴ)　構成員の全てが三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の登録確認を受けていること。

(2)　落札資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第 14 条第 1 項及び第 6 項並びに第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項の規定に基づき、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、次の 2 表に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあっては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表 1 に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表 2 に掲げる全ての許可を同表の定めるところにより有する共同企業体）であること。

表 1　収集運搬に係る許可等

番号	運搬する廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
1	特別管理産業廃棄物相当物である汚泥その他の混合物	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第 14 条の 4 第 1 項	汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含む。）
		産業廃棄物収集運搬業	第 14 条第 1 項	汚泥、廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等

注 1　上表に掲げる許可は、三重県知事及び処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。

表 2　処分に係る許可等

番号	廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	事業の区分	許可品目	必要とする処理能力
1	特別管理産業廃棄物相当物である汚泥その他の混合物	特別管理産業廃棄物処分業	第 14 条の 4 第 6 項	中間処理（焼却・焼成・溶融）	汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含む。）	処分業許可において、特管汚泥として 1 日当たり 130 トン以上の中間処理（焼却、焼成又は溶融）を行う能力を有すること。
		産業廃棄物処分業	第 14 条第 6 項	中間処理（焼却・焼成・溶融）	汚泥、廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等	

注 2　上表に掲げる各々の廃棄物は混合物として排出されるため、同一の処理施設において、許可品目の欄に掲げる品目が同時に処理できること。なお、必要とする処理能力は共同企業体にあっては構成員の処理能力の合計により判断するものとする。

オ　廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。

カ　入札参加申請の日前 5 年間において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けておらず、その後落札日までに当該条項に該当しないこと。

(ｱ)　廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（廃棄物処理法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））

(ｲ)　廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）

(ｳ)　廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3）

(ｴ)　再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第９条の８第９項（廃棄物処理法第15条の４の２第３項において準用する場合を含む。））

(ｵ)　広域認定の取消し（廃棄物処理法第９条の９第10項（廃棄物処理法第15条の４の３第３項において準用する場合を含む。））

(ｶ)　無害化認定の取消し（廃棄物処理法第９条の10第７項（廃棄物処理法第15条の４の４第３項において準用する場合を含む。））

(ｷ)　廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第19条の3）

(ｸ)　廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第19条の４第１項、第19条の４の２第１項、第19条の５及び第19条の６第１項）

キ　廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ケ　三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）第７条の規定に基づく実地確認によって、委託予定の産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることが契約締結権者により確認されていること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。なお、共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者（代表構成員である企業）が入札書を提出するものとします。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、単体企業にあっては次の(1)に掲げる申請書を、共同企業体にあっては次の(1)及び(2)に掲げる申請書等を、平成29年２月７日（火）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(7)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、本業務の実施に際し、委託予定の産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることを契約締結権者により確認されていなければなりません（2（2）ケに基づく確認）。この確認において契約締結権者により、その能力を有しないと判断された場合には、落札者となることはできません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第３条第１項に定める申請書（様式第１号）（共同企業体にあっては、共同企業体用申請書（共様式第１号）によるものとします。）

(2)　共同企業体にあっては、共同企業体に係る協定書等関係書類

ア　特定業務共同企業体協定書（共様式第２号）

イ　特定業務共同企業体使用印鑑届（共様式第３号）

ウ　特定業務共同企業体委任状（共様式第４号）

(3)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したものです。）の写し

(4)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。）の写し

(5)　2（2）エ表１に示す特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）及び産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）

(6)　2（2）エ表２に示す特別管理産業廃棄物処分業許可証（写し）及び産業廃棄物処分業許可証（写し）

(7)　2（2）オからクまでを証明する書類（誓約書　様式第５号）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班
電話　059-224-2367　　ファクシミリ　059-224-3069

(2)　契約条項を示す場所
〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班
電話　059-224-2483　　ファクシミリ　059-224-2530

(3)　調達システム担当部局
〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当
電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から平成 29 年 2 月 7 日（火）17 時まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知
平成 29 年 2 月 27 日（月）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所
ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 3 月 6 日（月）14 時 30 分まで
イ　書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時　平成 29 年 3 月 6 日（月）14 時 30 分
なお、三重県庁内郵便局へは平成 29 年 2 月 28 日（火）から同年 3 月 6 日（月）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006　三重県津市広明町 13 番地
宛　先　三重県庁内郵便局留め
受取人　三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班
案件名　平成 28 年度　環境修復事業　第 205-1 分 6009 号
桑名市五反田事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（特別管理産業廃棄物相当物（汚泥）の運搬・中間処理）

(7)　開札の日時及び場所
日時　平成 29 年 3 月 6 日（月）15 時 55 分
場所　三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境生活総務課

(8)　入札方法等に関する事項
ア　入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
イ　入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ　契約保証金
契約保証金は、契約金額（廃棄物に係る処理料の単価と想定数量の積（消費税及び地方消費税を含む額）の総額）の 100 分の 10 以上の額とします。
ただし、規則第 75 条第 2 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Commissioned project

Environmental remediation Project (No.205-1-6009):

Transport and disposal of contaminated soil/sediments waste designated as special industrial waste, implemented as a part of permanent countermeasure for the environmental remediation project on Kuwana-Gotanda Case

- Period of the commission: Date of contract - March 20, 2018

- Location of the environmental remediation project site: Gotanda, Kuwana-City, Mie Prefecture, Japan

(2)　Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification

Submissions will be accepted from the date of this public announcement until 5:00 P.M. on Tuesday, February 7, 2017.

(3)　Bid submission deadline

(Electronic submission)

The deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system is 2:30 P.M. on Monday, March 6, 2017.

(Bid submission by registered mail)

We will collect bid documents at the designated post office at 2:30 P.M. on Monday, March 6, 2017.

The bids documents shall be submitted via General or Simple Registered Mail and be arrived at the post office between Tuesday, February 28, 2017 and 2:30 P.M. on Monday, March 6, 2017.

(4)　Bid opening date and location

Date: 3:55 P.M. on Monday, March 6, 2017.

Location: General Affairs Division of Environmental and Social Affairs, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan)

(5) Project managing authority

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan; Tel: +81(0)59-224-2483)

(6) Applications must be made in Japanese.

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/